

●北海道ニセコ町

これまで町が進めてきた事業や考え方を、CFCIが後押し、裏打ちしてくれると考え、取り組みをスタートしました。ニセコ町はSDGs未来都市に指定されています。CFCIはSDGsにつながっています。子どもの育つ環境が良くなっていけば、人口の問題にも有効だと思います。子どもの力を借りて、社会を元気にしていきたいと思っています。



「ニセコ町まちづくり基本条例」に基づく「子ども議会」
写真提供:ニセコ町

●北海道安平町

もともと総合計画における優先政策として、「子育て・教育分野」を掲げていましたが、CFCIに取り組むことで新しい視点を入れています。特に、以前はほとんど意識がなかった「子どもの意見を聴く」という点において、職員研修会の実施や具体の事業実施の中で、職員間で、共通言語化されつつあります。



義務教育学校建設現場を見学する小学生
写真提供:安平町

●宮城県富谷市

「富谷市総合計画・後期基本計画」に、「子どもにやさしいまちづくり」の視点を加え、全庁的な取り組みとして推進しております。「子どもにやさしいまち」は、「だれにでもやさしいまち」の考えのもと、子どもの意見を市政に反映するなど、子どもの視点が意識されつつあります。



「とみやわくわく子どもミーティング」
写真提供:富谷市

●東京都町田市

CFCIを実行することで、国際基準により新たな視点を取り入れて庁内のあらゆる施策をブラッシュアップすることができると考えます。また、ユニセフの理念に沿った施策を展開し、国際的な評価を得ることができるため、「このまちに住みたい」という子どもを含めた市民の誇りや愛着、定住意欲の醸成に繋がるものと考えています。



高校生が参加する町田市市民参加型事業評価
写真提供:町田市

●奈良県奈良市

子どもという切り口で全庁横断的に中長期的に仕組みをつくっていくというのは簡単ではありません。しかし、CFCIを推進することで、女性や高齢者、性的マイノリティの方等にも優しいまちになると考えます。少子化の問題も危機的な状態ですし、長期的に見た時に、社会全体にとって必要な取り組みだと思っています。



「地域子育て支援センターにじいろ」
写真提供:奈良市

● より詳しい情報は、下記よりご確認ください

<https://www.unicef.or.jp/cfc/>

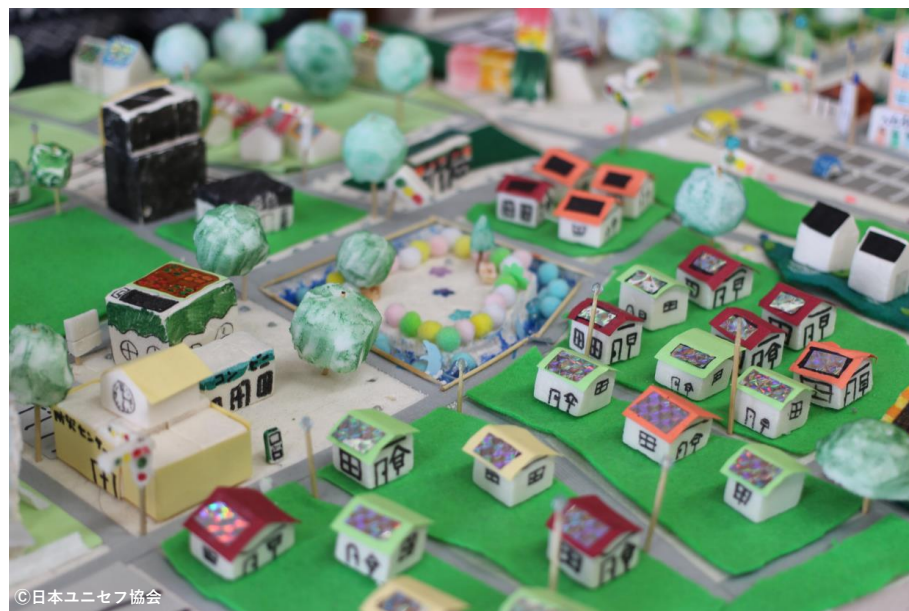


● お問い合わせ ●

(公財)日本ユニセフ協会CFCI委員会事務局
(公益財団法人日本ユニセフ協会 広報・アドボカシー推進室内)
Tel: 03-5789-2016 Fax: 03-5780-2036
E-mail: webmaster@unicef.or.jp

ユニセフ 子どもにやさしいまちづくり事業 Child Friendly Cities Initiative

～子どもにやさしいまちは誰にでもやさしい未来に続くまち～



©日本ユニセフ協会

ユニセフ「子どもにやさしいまちづくり事業(CFCI)」は、子どもと最も身近な行政単位である地方自治体が、子どもの権利条約に明記された子どもの権利を実現する取り組みです。現在、先進国、開発途上国あわせて40カ国以上(2022年9月現在)で展開されています。日本でも2021年6月に正式に事業を開始し、すでに5つの自治体が「ユニセフ日本型CFCI実践自治体」としてCFCIの実践を行っています。

日本が子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)を批准してから30年。2023年度には、国内で初めて子どもの権利保障について包括的に定めた法律「こども基本法」が施行されました。

頻発する自然災害、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大、広がる経済格差、少子高齢化—子どもを取り巻く環境がめまぐるしく変化中、その課題解決のための大きな役割を担う地方自治体には、今まさに、国際的な基準に則り、子ども施策を推進していくことが期待されています。

あなたのまちが、子どものふるさとであるために、子どもたちとともに、子どもにやさしいまちづくりを始めませんか。

ユニセフ日本型CFCIで取り組む10の構成要素

「子どもにやさしいまち」では、子どもも社会の一員として扱われ、まちづくりの主体、当事者として位置付けられます。特に、子どもたちが有意義かつ包括的にまちづくりに参加すること、そして、どんな子どもも差別されることなく扱われるための政策と実行性が求められています。

以下の項目を「子どもにやさしいまち」を構成する要素としています。9項目はすべての自治体で共通する項目、10項目目は、各自治体の固有の課題に特に取り組むために定める項目です。これにより、国際的な基準に則って進めながらも、自治体の個性を反映した事業を行うことが可能になります。

- ① 子どもの参画
- ② 子どもにやさしい法的枠組み
- ③ 子どもの権利を保障する政策
- ④ 子どもの権利部門または調整機構
- ⑤ 子どもへの影響評価
- ⑥ 子どもに関する予算
- ⑦ 子ども報告書の定期発行
- ⑧ 子どもの権利の広報
- ⑨ 子どものための独立したアドボカシー活動
- ⑩ 実践自治体独自の項目

10項目それぞれにチェックリストがあり、計画作成時や事業の評価に活用します



手作りの小道具を使って、子どもの視点でまちを考える試み
写真提供：Urban95/Amsterdam Placemaking Week

95cmの目線から見えるまち

5歳児の子ども平均身長は約110cm。目線の高さは95cmくらい。おとながたばこを持って何気なく手を振ると、ちょうど子どもの目の高さになります。周りの人に配慮しないと、大変な結果を招くこともあるのです。

子どもにやさしいまちをつくることは、おとな中心の発想や基準で進められてきたまちづくりに、子どもの視点を加えること。“まち”をいろいろな人の立場から発想する意識の醸成や施策、しくみづくりによって、「子どもにやさしいまち」は誰にでもやさしいまちになるのです。

CFCIとSDGs(持続可能な開発目標)

「誰ひとり取り残さない」ために、2030年までに世界が解決すべき目標を定めたSDGs(持続可能な開発目標)。これは、『持続可能な開発のための2030アジェンダ』の中に示されていますが、アジェンダの中では、子どもや若者も、変化を起こす重要な主体として位置付けられています。

子どもの権利を実現し、子どもとともに、よりよいまちをつくっていくCFCIの実践は、SDGsの達成に大きく貢献します。



日本では、約7人に1人の子どもが相対的貧困の状態にあり、それを放置した場合の社会的損失はとても大きいと言われています。

子どもの権利条約の4原則の一つが「差別の禁止」です。子どもの時からジェンダー等差別のない「育ち」を推進することが求められます。



感染症の拡大は子どもたちの学び環境にも影響を与えています。子どもたちの学びを支えることは、持続可能な社会づくりにつながります。

日本でも、自然災害は増え続けています。子どもを含めた誰もが取り残されない持続可能なまちづくりが求められています。



実施のプロセス

CFCIに取り組むにはまず、各自治体で子どもの権利についての状況調査、それに基づく計画の作成、全庁的な連携体制の構築、事業実施によるCFCI本格導入の検証等、約2年間で準備/検証作業を行います。

準備/検証作業が終了すると、自己評価の後、(公財)日本ユニセフ協会CFCI委員会 第三者評価特別委員会によって評価がなされます。実践自治体として承認されると、本格的にCFCIの実践を開始します。実践自治体は、行動計画を基に、チェックリストを用いてPDCAを繰り返しながら、「子どもにやさしいまち」を目指します。すべてのプロセスにおいて先行自治体やCFCI委員会と連携して進めることができます。

